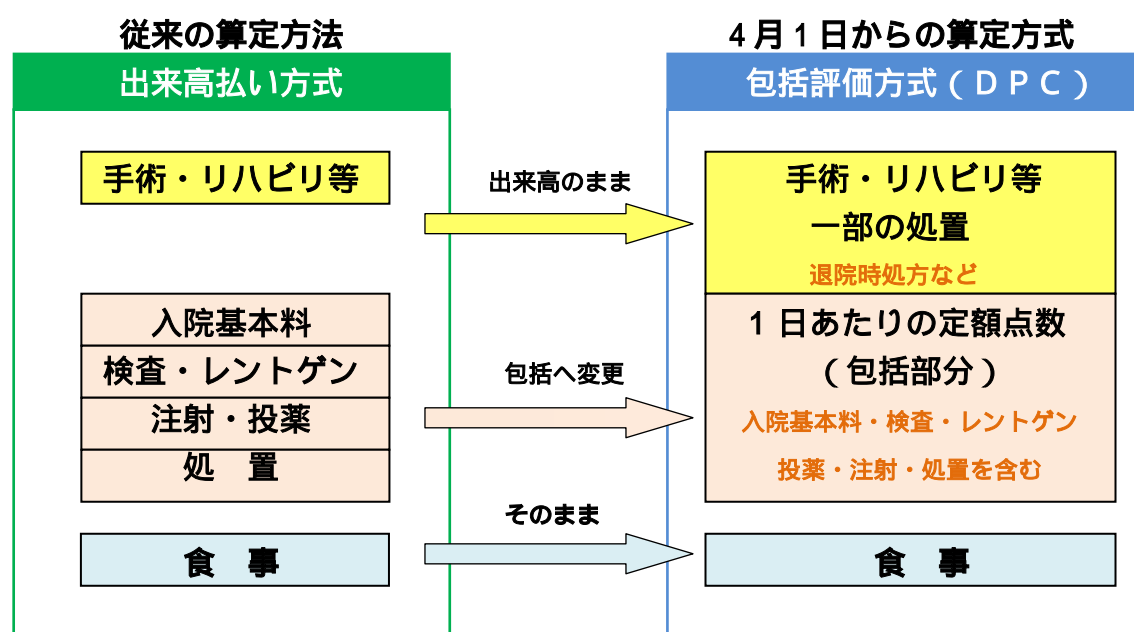


ご入院される患者様へ

当院での入院医療費の計算方法について

越谷誠和病院は、厚生労働省が指定する「包括評価方式（DPC）」という新しい医療制度での請求を実施する病院となりました（本館2,3,4病棟のみ）。このため平成21年4月1日以降に入院される患者様から入院費の計算方法が変わります。

DPCとは、医療の標準化を進めて高品位の医療を提供することが目的とされています。従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院される患者様の病名や病状などをもとに手術や処置の内容に応じて、厚生労働省が定めた分類（診断群分類）ごとの1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬・注射・処置・入院料等）と出来高評価部分（手術・麻酔・リハビリ・指導料等）を組み合わせることで計算することになります。



入院医療費の計算方法が変わっても、今までの医療サービスや高額医療費の取扱いは変わりありません。また、4月以前から入院されている患者様や病名によっては、従来の計算方式（出来高方式）になる場合もあります。

当院では、患者様に質の高い医療を安心して利用していただけるよう努力致します。

なお、ご不明な点は病院本館受付：入院係までお問い合わせください。



DPCに関するQ&A

Q1) すべての入院患者がこの制度の対象となるの？

A1) 主治医が入院患者様の病名や診療内容によって診断群分類のいずれかに該当すると判断した場合に、DPCで医療費を計算します。病名が診断群分類のいずれにも該当しない場合や下記のような場合には、従来の計算方式（出来高方式）となります。

交通事故や労働災害等の自由診療で入院される方

公害医療で入院される方

障害者施設等入院病棟（5病棟）、療養病棟（6病棟）、亜急性期入院病棟（206号室・306号室）へ入院される方

入院後24時間以内に亡くなられた方

平成21年3月31日以前から引き続き入院されている方は、平成21年6月1日よりDPCの対象となります。

Q2) DPCになると、診療費は高くなりますか、安くなりますか？

A2) 患者様の病気の種類（病名）と診療内容によって1日あたりの医療費が決まるため、従来方式と比べて高くなることもあれば安くなることもあります。また、病院ごとに厚生労働省の定めた係数があるため、同一の診断名や治療でも、病院によって医療費が若干異なることがあります。

Q3) DPCの対象となる病気でも出来高方式で計算してもらえますか？

A3) 厚生労働省の定めにより、DPC対象となる病気は出来高方式での計算ができません。

Q4) 食事の料金もDPCに含まれますか？

A4) 食事の料金は従来どおりの金額を別に負担していただきます。

Q5) 高額医療費の取扱いはどうなりますか？

A5) 高額医療費制度の取扱いに関しては、これまでと変わりません。